

令和2年4月15日（水）

施設ご利用の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する  
スポーツ協会管理体育施設の休場措置について

平素より宮古島市スポーツ協会の諸事業に際しましてご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして宮古島市教育委員会の指針に則り、スポーツ協会の管理運営する下記の施設を令和2年5月6日（コロナウイルス収束状況により延長もあり得ます）迄、休場措置と致します。

記

	管理体育施設	条件等
1	体育館アリーナ・会議室	利用できません。
2	陸上競技場	一般での個人使用可。（小中高校生は不可）
3	陸上競技場・会議室	10名迄の定員（3密回避）で使用可。
4	陸上競技場トレーニング室	利用できません。
5	市民球場	利用できません。
6	前福多目的運動場	利用できません。
7	多目的屋内運動場	利用できません。

以上